

ふぐ加工製品取扱届出済票の再交付（知事が権限を持つもの） 審査基準

【事務の根拠】

東京都ふぐの取扱い規制条例第十七条第四項

届出者は、届出済票を破り、汚し、又は失つたときは、届出済票の再交付を知事に申請しなければならない。

【申請書様式】

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則第十八条第五項

条例第十七条第四項の規定により届出済票の再交付を申請しようとする者は、別記第十八号の二様式によるふぐ加工製品取扱届出済票再交付申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、届出済票を破り、又は汚した者が再交付を申請しようとするときは、当該届出済票を添えなければならない。

年 月 日

殿

住 所
申請者 (ふりがな)
氏 名

年 月 日生

〔 法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名 〕

ふぐ加工製品取扱届出済票再交付申請書

ふぐ加工製品取扱届出済票を破り、汚し、又は失ったので、東京都ふぐの取扱い規制条例第17条第4項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。

記

加工製品取扱施設 の 名 称	
加工製品取扱施設 の 所 在 地	
再 交 付 の 理 由	破った・汚した・失った
破り、汚し、又は失った年月日	年 月 日

添付書類

ふぐ加工製品取扱届出済票を破り、又は汚した場合にあつては、当該届出済票